

県民の日マスコット「ルリちゃん」変身キット貸出要領

(目的)

第1条 この要領は、栃木県民の日マスコット「ルリちゃん」の変身キット（以下「変身キット」とする。）の貸出しに関し、必要な事項を定めるものとする。

(貸出物品)

第2条 変身キット及び持ち運び用の台車とする。

(貸出しの対象)

第3条 貸出しの対象は、栃木県生活文化スポーツ部次長兼県民協働推進課長（以下「県民協働推進課長」とする。）が適当と認める者とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、変身キットの使用の趣旨に反するものとして貸出しを行わないものとする。

- (1) 特定の政治、思想、宗教の活動に利用されるおそれのある場合
- (2) 特定の個人又は団体の売名に利用されるおそれのある場合
- (3) 不当な利益をあげるために利用されるおそれのある場合
- (4) 栃木県民の日マスコットとしてのイメージや品位をおとしめるおそれのある場合
- (5) 適正な使用方法に従って使用しないおそれのある場合
- (6) 法令や公序良俗に反するおそれがある場合
- (7) その他貸し出すことが不適当と県民協働推進課長が認めた場合

(費用)

第4条 変身キットの賃借料は、無料とする。ただし、貸出しに伴う搬出及び搬入に係る費用は変身キットを借り受ける者（以下「借受者」とする。）の負担とする。

(申請)

第5条 変身キットの借受けを希望する際は、原則として借受けを希望する日の15日前までに、【「ルリちゃん変身キット」借受申込書】を、メール、持参、郵送、FAXにより県民協働推進課長に提出するものとする。

- 2 県民協働推進課長は、前項による申込みが適当と認められる場合は、借受けを希望する者に対して変身キットを貸し出すものとする。ただし、借受けを希望する者が重複した場合、又は、その他やむを得ない事情がある場合には、貸出しを行わないことがある。

(貸出期間)

第6条 貸出期間（受取予定日から返却予定日まで）は、1つのイベントごとに原則として4日以内とする。ただし、返却予定日が栃木県庁閉庁日にあたる場合は、直近の開庁日とする。

- 2 前項による貸出期間外の使用を行う場合は、事前に相談することとする。

(借受および返却)

第7条 変身キットの借受ける場合は、原則として県民協働推進課職員の立会いにより受け渡すものとする。また、返却にあたっては県民協働推進課職員の立会いにより行うものとする。ただし、県民協働推進課長が認める場合はその限りでない。

- 2 貸出に伴う搬出及び搬入については、借受者が行うものとする。

(紛失・汚損・破損等)

第8条 変身キットの借受者は、故意又は過失により着ぐるみ等を紛失、汚損又は破損させた場合は、現物又は実費をもって賠償するものとする。

(遵守事項)

第9条 変身キットの借受者は、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 第三者に転貸しないこと
- (2) 雨天時には屋外使用を行わないこと。
- (3) 中に入る人の身長は 155 cm以上 170 cm以下であること。
- (4) 火気の使用、危険物の近辺での使用は行わないこと。
- (5) 変身キットの着脱は、関係者以外の目に触れない場所で行うこと。
- (6) 装着中は、発声しないこと。
- (7) 装着中は、補助者が必ず1名以上付き、安全面に留意すること。
- (8) 変身キットの利用に当たって発生した事故等については、借受者の責任において適切に処理すること。
- (9) 変身キットの使用及び使用後の手入れについては、別紙「ルリちゃん」変身キットを使用する際の注意事項」により取り扱うこと。

(その他)

第10条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定めるものとする。

附 則

この要領は、平成25年11月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年4月1日から施行する。